

相続対策 遺言書作成事務サポートサービス

あなたの大切な想いも、築き上げた財産の行方も、私たちと一緒に考えてみませんか？

こんな方に
オススメ！

- ご遺族が行う相続手続きの負担を軽減してあげたい。
- 生前の状況を考慮して、相続人に公平な遺産の分配を行いたい。
- 自分の遺志を示すことで“争続”を未然に防ぎたい。
- 相続人ではない人や公益団体などに財産を遺したい。



● 遺言書作成事務サポートサービス料金

「遺言書作成事務サポートサービス」は、必要書類の収集を含め、公証役場における公正証書遺言の作成をお手伝いするサービスです。公正証書遺言を作成する際に必要となる2名以上の証人も、北日本シルバーライフの相続スタッフが対応します。

サポート内容

- ① 遺言書作成に関する面談
- ② 財産目録の作成
- ③ 戸籍謄本や登記事項証明書などの収集
- ④ 公証人への遺言内容の伝達などの連絡調整
- ⑤ 公証役場での証人立会い



料金表

基本手数料
(税別)

100,000円～

※公証役場の手数料や戸籍謄本のお取り寄せ費用(発行手数料、お取り寄せに要する郵送料等)を別途ご負担いただきます。
※戸籍謄本や登記事項証明書をご自身で集めたいなどのご要望がございましたら、個別にお見積もりいたしますので、お気軽にご相談ください。
※内容によっては司法書士・弁護士などの資格者をご紹介させていただく場合がございます。



『相続手続きが簡単に』公正証書遺言の効果

相続でもめてしまう大きな原因は、「相続人が感情的になるなどして、いつまでたっても遺産分割の意見がまとまらない」という点にあります。そのため、財産の行き先を前もって定めることができる公正証書遺言の作成は、相続対策には大変有効です。

これに加えて最近では、『公正証書遺言を作っておくことによって、不動産名義変更や預貯金解約などの相続手続きの際、必要となる相続人の書類や押印作業が大幅に減る』という、遺言書がある場合の相続手続き上の効果が注目され始めています。この効果は、財産の多寡や、相続でもめる可能性があるかどうかといった事情とは関係ないため、「自分は財産が少ないから遺言書は関係ない」、「遺言書は相続でもめそうな人が書くもの」という考え方は、当てはまらなくなってきています。